

事業所から出るごみ

家庭から出るごみ

同じごみでも
処理の仕方が
違います！



事業系ごみを町内会
などが管理している
ごみ集積所に出し
ちゃダメなんだよ



事業系一般廃棄物の分別と処分先

資源物の引取り先を知りたい

○資源になる空き缶（金属）やペットボトルなど

県中エコタウン事業協同組合

郡山市字大河原 65-1

☎024-941-2538

○資源物全般

県中環境クリーン協同組合

郡山市富久山町福原字水穴 123

☎024-931-5963

○古紙・集団回収

郡山地区再生資源協同組合

郡山市田村町上行合字下川原 93-3

☎024-956-6665

ごみ処理業者を知りたい

グンダスト事業協同組合

郡山市安積町荒井字東六兵衛田 13-1

☎024-945-8099

リサイクルできないもの （生ごみ・ティッシュなど）

富久山クリーンセンター

郡山市富久山町福原字北畑 1-2

☎024-932-3152

河内クリーンセンター

郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59

☎024-957-2761

●自ら持ち込んだ時の処分手数料は
ウェブページをご覧ください。



発行者 郡山市ごみ減量推進課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7

連絡先 024-924-2181

発行日 2024年4月（2026年4月改定）

産業廃棄物処理の流れ

1 業者の手配

許可を持った業者を選定し、
廃棄物の処理を委託します。
分別方法・収集方法・料金等
を相談しましょう。



2 業者との契約

産業廃棄物の委託契約は
書面で行います。
収集運搬業者、処分業者と
それぞれ契約を交わし
ましょう。



3 業者の収集

産業廃棄物を引き渡す時には
マニフェストを交付します。

5年間

4 伝票の受取り

処理後に「マニフェスト伝票」
が届くので、**5年間保存**します。

マニフェスト



郡山市の
一般廃棄物・産業廃棄物
処理許可業者



福島県の
産業廃棄物
処理許可業者



事業所から出るごみを
家庭ごみ集積所に出すのは

犯罪です!

事業所から出るごみを家庭ごみ集積所に出す行為は、量の多少に関係なく廃棄物処理法に違反するものであり、悪質な場合は不法投棄として処罰されます。

もし、
不法投棄として処罰されると…

個人の場合

5年以下の懲役
1千万円以下の罰金
またはその両方

法人の場合

3億円以下の罰金

事業系ごみは、家庭ごみと 分別の仕方が異なります。

事業活動に伴って出る事業系ごみは家庭から出るごみに比べ種類が多く、処理の流れも違います。

産業廃棄物は産業廃棄物の許可業者へ、事業系一般廃棄物は市クリーンセンターや一般廃棄物の許可業者へとそれぞれ処理先が決められているので、きちんと分別をしましょう。

業者に委託している場合でも、不適正な処理が確認されたときは、事業所(排出事業者)も責任を問われることがあります。

事業活動に伴って出るごみ(事業系ごみ)

分別

産業廃棄物

事業活動に伴って出る廃棄物のうち法令で定められている廃棄物(20種類)

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って出る廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物

分別は
こちらで確認!



事業系ごみとは?

- 1 事業所から出るプラスチックや金属製のごみは、少量でも産業廃棄物に該当します!
- 2 事業系ごみは家庭ごみ集積所には出してはいけません!
- 3 事業所で従業員が飲食した弁当の容器や営業中に生じた食べ残しなどの生ごみもダメです!事業系ごみとしてきちんと処理しましょう!



運搬や処分は自ら行うか、
許可業者に委託しましょう。

許可業者を見分けましょう

- 郡山市HPや許可証の写しなどで許可情報(許可期限・許可品目など)を確認するようにしましょう。
- 産業廃棄物収集運搬業の許可業者は、車両の両側に許可業者名・許可番号が表示されています。
- 一般廃棄物収集運搬業の許可業者は、車両の両側・背面に許可業者名・許可番号が表示され、積荷部分が黄色で塗装されています。

